**「統一的な基準」への対応について**

**資　料**

**Ⅰ　「統一的な基準」による財務書類等の作成要請について**

　・作成要請　大臣通知、スケジュール

　・ＦＡＱ（日々仕訳方式【期限】）

**（現状）**

　・統一的な基準との差異の状況

　　損失補償等引当金等の有無、公園資産の区分、道路敷地評価（Ｓ59年度以前取得分）、

固定性配列法　等

　・比較可能性の確保

　　作成単位、他の都道府県の作成状況

**Ⅱ　基本的な考え方**

　１　府基準に基づく財務諸表は引き続き、作成、公表

　２　統一的な基準に基づく財務書類等は組替等で対応

　３　セグメント別等の浸透状況を勘案しつつ、将来的に統一的な基準との整合について検討を続ける

**Ⅲ　府基準の改正可否について　【改正案】**

**１．損失補償等引当金**

Ａ　改正（統一的な基準に合わせる）

　Ｂ　注記対応（府財務諸表側）

Ｃ　注記対応（国財務書類等側）

**２．投資損失引当金**

Ａ　改正（統一的な基準に合わせる（完全一致））

Ｂ　改正（統一的な基準に合わせる（部分一致））

減額基準（30％）導入、引当金処理導入、連結／非連結団体による区別処理　等

Ｃ　注記対応（府財務諸表側）

Ｄ　注記対応（国財務書類等側）

**３．その他の相違点、附属明細書の対応について**

**Ⅳ　今後のスケジュール**